第２編　各論

各論の構成について

各論の構成について

「障害者基本法」の改正（平成２３年８月公布）や「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年６月公布）」の制定など、障害者制度改革に向けた国の動向を意識しながら、前計画に基づく主な取組状況、障害者福祉に関するアンケート調査結果（平成２３年２月実施）、広島市に寄せられた関連要望等を踏まえて、各論の主要課題を抽出しました。

その上で、主要課題に対応する施策の方向性を整理し、さらに、この施策の方向性に関連する主な事業・取組を掲げています。

１　理解と交流の促進

施策項目

⑴　あらゆる障害や障害者についての理解の促進

⑵　障害者と地域住民等との交流の促進

⑶　市民主体の活動等の促進

主要課題

ア　障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、障害や障害者についての啓発と、市民・地域における一層の理解促進を図ることが求められています。そのためには、身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害者についての理解促進を図ることが重要です。

イ　「障害者基本法」の改正（平成 23 年８月施行）により「障害者の定義」が見直され、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされ、その範囲が拡大されました。また、発達障害、高次脳機能障害、難病については、他の障害に比べて、認知されはじめて日が浅いのが現状です。

こうしたことから、「障害者の定義」が見直されたことの周知に加え、特に認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病についての一層の啓発が求められます。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○障害者の５人に２人が「障害者に対する市民の理解が深まっていると思わない」と回答しています。

○「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、障害者の３～４人に１人が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。

施策の方向性

ア　障害や障害者についての一層の理解を促進します。

イ　地域団体の活動等を通じた障害や障害者についての啓発を促進します。

ウ　学校教育における障害や障害者についての理解を促進する取組を検討します。

エ　障害者の雇用拡大や職場定着に向け、企業等における障害や障害者についての理解を促進します。

オ　障害者の範囲拡大の周知を図り、発達障害、高次脳機能障害、難病についての啓発広報を推進することで、市民の障害や障害者についての正しい理解を促進します。

主な事業・取組

主な事業・取組	概要の説明
障害者週間（１２月３日～９日）推進事業	作文･ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施

1　理解と交流の促進

施策項目

⑴　あらゆる障害や障害者についての理解の促進

⑵　障害者と地域住民等との交流の促進

⑶　市民主体の活動等の促進

主な事業・取組	概要の説明
教員のための福祉教育・福祉体験講座の実施	広島市社会福祉協議会が教職員等指導者向けの福祉教育・福祉体験講座等を実施
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施
人権啓発リーダー養成講座の実施	企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施
障害者を理解するための市職員への研修の実施	新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車いす体験等）を実施
市内の企業に対する雇用啓発文の送付	障害者週間中に、障害者雇用が義務付けられている企業に対して雇用啓発文を送付し、障害者の雇用を促進
㊐障害者の範囲拡大や十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病等の周知を通じた障害や障害者についての正しい理解の促進	障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月施行）による障害者の範囲拡大や、十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について、機会を捉えて周知を図り、障害や障害者についての正しい理解を促進

第1章　理解と交流の促進

施策項目

- ⑴　あらゆる障害や障害者についての理解の促進
- ⑵　障害者と地域住民等との交流の促進
- ⑶　市民主体の活動等の促進

主要課題

ア　文化・スポーツその他様々な分野の行事への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりを推進し、障害者と地域住民等との交流を促進することが求められています。

イ　幼少時からの障害や障害者についての理解促進が必要との要望が寄せられており、障害のある子どもと障害のない子どもが交流し共に育つ環境づくりを行うことが重要です。

ウ　障害や障害者についての理解を促進することが重要であり、障害者や福祉サービス事業所等と地域住民との交流促進が求められます。

施策の方向性

ア　各種行事等への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりを促進します。

イ　障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や、団体による障害者を含む市民の交流活動の支援に努めます。

ウ　障害者や福祉サービス事業所等と地域住民との交流を促進します。

エ　各種事業や行事等を通じ、障害者に対する差別や偏見の是正に努めます。

主な事業・取組

主な事業・取組	概要の説明
フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進
障害児子どもまつり開催事業補助	ステージ発表等により障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し助成
福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、交流を促進

１　理解と交流の促進

施策項目

- ⑴　あらゆる障害や障害者についての理解の促進
- ⑵　障害者と地域住民等との交流の促進
- ⑶　市民主体の活動等の促進

主要課題

①　ボランティアの育成とネットワーク化の推進

ア　障害者の自立及び社会参加を実現するためにはボランティアの役割が重要であり、一層のボランティア育成が求められます。

イ　さらに、ボランティアの活動支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の様々なニーズに対応できる体制づくりが求められます。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、障害者の概ね４人に１人が「障害者支援や障害者への理解を深める活動などを行うボランティアの育成」と回答しています。

②　障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

ア　障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動を一層促進することが求められます。

イ　そのためには、障害者団体やＮＰＯ法人等との連携強化や、十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病の関係団体等による障害者支援活動に対する支援の充実が重要です。

施策の方向性

①　ボランティアの育成とネットワーク化の推進

ア　ボランティア養成講座の実施等により一層のボランティア育成に努めます。

イ　ボランティアの活動支援及びネットワーク化の推進に努めます。

②　障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

ア　障害者団体やＮＰＯ法人等との連携を強化して、障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動を促進します。

イ　文化、スポーツ活動など障害者団体等による交流の場づくりやピアサポート等の自主的な取組の支援に努めます。

ウ　十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病の関係団体等による障害者支援活動に対する支援を充実します。

1　理解と交流の促進

施策項目

- ⑴　あらゆる障害や障害者についての理解の促進
- ⑵　障害者と地域住民等との交流の促進
- ⑶　市民主体の活動等の促進

主な事業・取組

①　ボランティアの育成とネットワーク化の推進

主な事業・取組	概要の説明
心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催	手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催
視覚障害者ICT利活用支援ボランティアの養成・派遣	視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行う「ＩＣＴ利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者（児）の自宅等に派遣
広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンターの活動支援	ボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動に対し助成

②　障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

主な事業・取組	概要の説明
(新)行政と障害者団体等による障害者支援の在り方についての検討	行政と障害者団体等による障害者支援について、現状の役割や支援内容等を整理し、今後の支援の在り方を検討
障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援	交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施
難病患者等交流会等の実施	患者会と共催で、交流会や難病講演会・相談会を開催